

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業
事業者選考基準

2016年5月

町田市

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業 事業者選考基準

－目次－

1. 総則	1
2. 事業者選考の方法.....	1
3. 審査の枠組み	1
1) 資格審査	1
2) 提案審査	3
4. 非価格要素審査及び価格要素審査における点数化方法.....	5
1) 非価格要素審査における評価の視点及び点数化の方法.....	5
2) 価格要素審査の点数化の方法.....	10

1. 総則

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業 事業者選考基準（以下「事業者選考基準」という。）は、町田市（以下「市」という。）が町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集・選考するにあたって、入札参加希望者を対象に配布する入札説明書に附帯するものである。

事業者選考基準は、事業者を選考するにあたって、市が入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選考するための方法や評価項目を示したものであり、入札参加者が行う提案についての具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選考の方法

事業者の選考方法は、専門的な技術やノウハウが求められる本事業の特性を踏まえ、価格のみによる評価でなく、町田市熱回収施設等（仮称）の整備及び運営に関する事業者提案及び入札価格を総合的に評価して落札者を選考するため、総合評価一般競争入札とする。

3. 審査の枠組み

事業者選考における審査は、4つのステップ「資格審査」、「基礎審査」、「提案審査」、「価格要素審査」で構成され、総合評価で落札者を決定する。

入札の公告後から契約締結に至るまでの流れは図1に示すとおりである。

【STEP 1：資格審査】

参加表明書に合わせて、入札希望者の実績が定められた参加資格要件を充足しているか確認を行う。

【STEP 2：基礎審査】

入札書類の確認、及び基礎審査となる提案内容が要求水準を満たしているか確認を行う。その際に必要であればヒアリングを行う。

【STEP 3：提案審査】

非価格要素に関する提案について審査を行う。その際には記載内容についてのヒアリングを行う。

【STEP 4：価格要素審査】

入札された価格より価格点の算出を行う。

【総合評価】

STEP3において算出した提案審査の評価点とSTEP4の価格要素審査の評価点を合わせて提案に関する総合評価点とする。

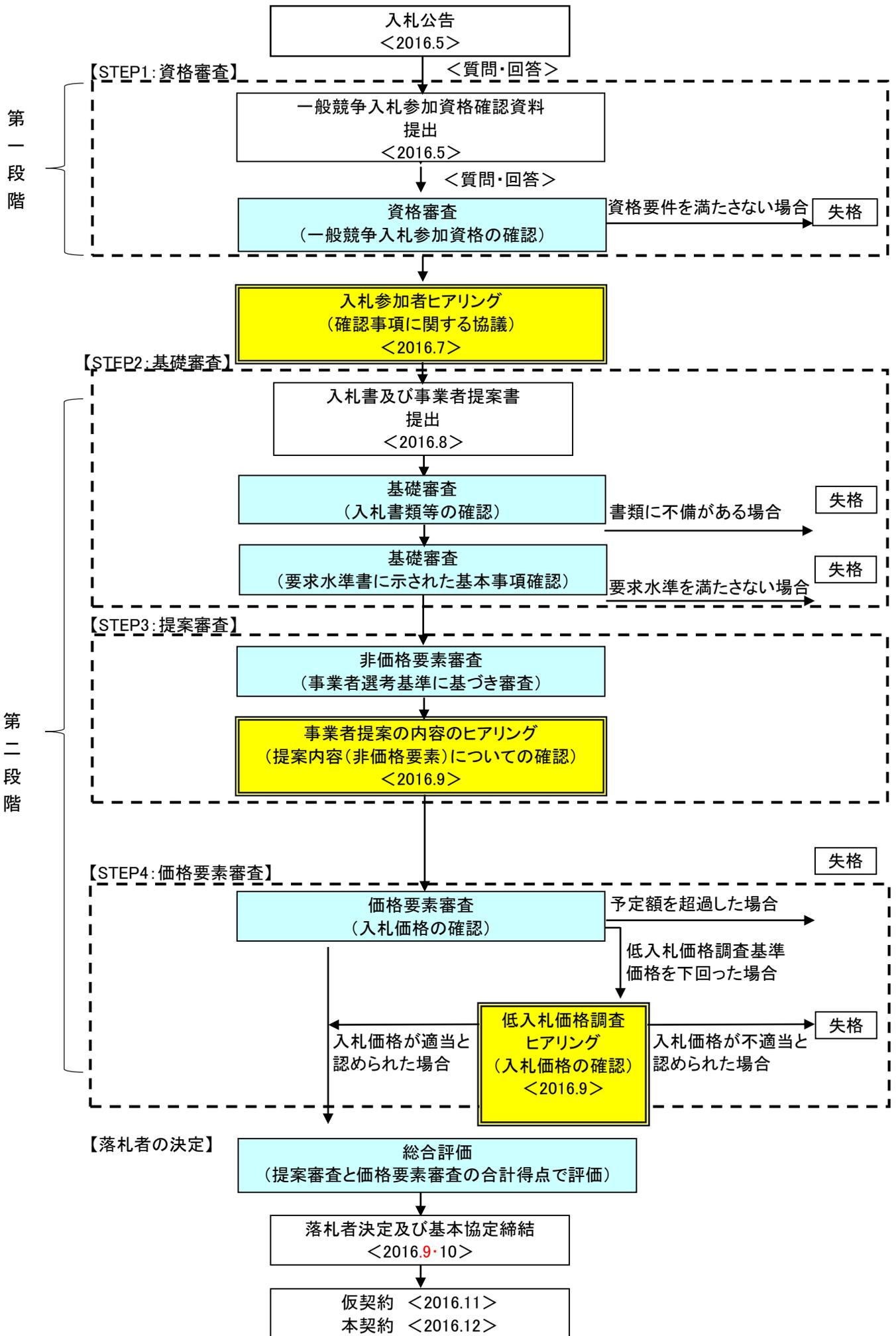


図1 契約締結までの流れ

1) 資格審査

入札参加希望者から提出された資格審査申請書等から、入札説明書P. 5～P. 9の「競争参加資格」を満たしていることを確認し、「一般競争入札参加資格確認結果」を入札参加希望者に対し通知する。確認は、入札説明書P. 10～P. 11の「競争参加資格の確認（資格審査）」に示す方法により行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2) 提案審査

(1) 基礎審査

資格審査を合格した入札参加者から提出された基礎審査資料について、要求水準書等入札資料に示された性能要件を満足するものであること、事業としての妥当性を有しているかの審査を行う。以下に、基礎審査における評価の視点を示す。なお、要求水準書等入札資料に示す基準を満たしていない場合は失格とする。

- ・ 提出書類等の確認

提出書類の不足、体裁の誤り、書類間での記載の不整合など、記載要領に従い提案書として適切なものとなっているか確認を行う。

- ・ 契約条件の遵守

入札説明書等において記載した契約条件を遵守しているか確認を行う

- ・ 事業計画の妥当性

経営管理に係る基礎審査資料を確認し、設定した費用や収支が妥当であるか確認を行う。

- ・ 要求水準書に示された基本事項の確認

基礎審査資料と要求水準書を対照させ、要求水準書に記載された満たすべき水準に達しているか確認を行う。

(2) 非価格要素審査

非価格要素審査の提案内容は、表1のとおりとする。また、非価格要素審査については加点方式を採用し、評価の視点及び点数化の方法については、4. に記載する。なお、非価格要素審査を行うにあたっては、別途、ヒアリングを実施する。

表1 非価格要素審査の提案内容

事業の基本条件		非価格要素審査の提案内容
① 市民の生活環境に配慮した施設	(1) プラント設備から排出される物質に係る重要な基準(排ガス基準、残さ等溶出基準、排水基準、騒音・振動基準、悪臭基準等)を満足することを第一とし、民間の経験や知識・技術を最大限に活用し、厳しい自主規制値を遵守できる施設とする。	I-1 周辺環境に配慮した効率的な施設とするための方策 I-1-1 周辺環境に調和した施設配置・平面計画 I-1-2 周辺道路からの圧迫感軽減の方策 I-2 施設全体の外観デザインの考え方 I-3 周辺環境に配慮した効率的な施工に係る方策
	(2) 地球温暖化対策に寄与するため、高効率発電の導入(発生する蒸気から最大限の発電)、再生可能エネルギー等の採用、緑地等を積極的に取り入れる施設とする。	I-4 各設備の余裕率を最適化するための方策 I-5 排ガス処理・公害防止性能等を確保するための方策 I-6 残渣性状の保持や最終処分量の削減及び金属類の資源率の向上のための方策
	(3) 自然・景観・交通等の周辺環境に調和した配置・施設計画とし、地域に親しまれる施設とする。特に、建物の高さは極力低いものとし、周辺道路からの圧迫感の軽減を図る施設とする。	I-7 地球温暖化対策及び省資源化に寄与するための方策 I-7-1 高効率発電及び売電の方策 I-7-2 再生可能エネルギー・省資源化等の方策
② 市民が安心して生活できる災害に強い施設	(1) 熱回収施設等は人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設とし、構造体はⅡ類(耐震基準 1.25)、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とし、地震に強い施設とする。	Ⅱ-1 施設・設備の防災に係る方策 Ⅱ-1-1 導入した耐震性能の考え方 Ⅱ-1-2 非常時の運用方策 Ⅱ-2 災害時等のリスクへの対応方策
	(2) 熱回収施設等は非常時においても安全に停止させる制御システムを備えたものとし、災害時に全炉緊急停止しても自力で炉を立ち上げ、早期に発電が可能な施設とする。	
	(3) 熱回収施設等は災害に強いライフライン(構内通路・電気・ガス等)を整備するものとし、災害時に有用な 防災機能 を確保した施設とする。	
③ 市民がともに学び・遊び・育むことのできる施設	(1) 熱回収施設等を利用する市民や見学者に対して、多様な環境学習やワークショップ等のサービスを提供するとともに、事業者も積極的に参加し、コミュニティの輪を広げることができる施設とする。	Ⅲ-1 市民や見学者へのサービス向上のための方策 Ⅲ-1-1 環境学習やワークショップ等のサービス提供 Ⅲ-1-2 見学者へのサービス提供
	(2) 市民や見学者が利用するエリアについては、安全かつだれでもが使いやすく配慮された施設とする。	Ⅲ-2 市民や見学者が利用するエリアの考え方
	(3) 市民や見学者が利用するエリアについては、市民が集い・憩うことのできる空間を提供することで、市民の交流を促進するような施設とする。	
④ 市民が安全に生活できる安定的な運営	(1) プラント設備の運転にあたっては、熱回収施設等のプラント設備の安全管理、それに伴う労働安全衛生の徹底及び緊急対応などを行うものとする。	Ⅳ-1 事業計画に関する方策 Ⅳ-2 ライフサイクルコストを低廉化するための方策 Ⅳ-3 地域社会に貢献するための方策
	(2) 市民が安心して暮らせる様に、容易にモニタリング(監視)することのできる、稼働状況が広く情報公開される運営とする。	Ⅳ-4 施設運営全般に関する考え方 Ⅳ-5 運転・維持管理に関する方策

	事業の基本条件	非価格要素審査の提案内容
	(3) 市民が親しみを感じることができ る様に、地域社会や 地元企業 に貢献でき る運営とする。	

(3) 価格要素審査

価格要素審査は、入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内にあることの確認を行い、入札価格を点数化する。点数化の方法は、4. に記載する。

なお、入札価格が予定価格を上回った入札参加者は失格とする。

また、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った入札参加者は（以下「低入札価格調査対象者」という。）、「町田市熱回収施設等事業者候補者選考委員会」（以下「事業者選考委員会」という。）にて低入札価格調査ヒアリングを受け、入札価格が適当と判断されれば、総合評価に進むことができるものとする。不適当と判断された場合は、失格とする。なお、低入札価格調査対象者は、低入札価格調査ヒアリングに先立ち、事前に入札価格が適当であることを示す根拠資料を、本事業を所管する担当部局（環境資源部循環型施設整備課）に電子メールにて送付すること。また、低入札価格調査対象者は、低入札価格調査ヒアリングに先立ち、必要に応じて本事業を所管する担当部局によるヒアリングを受けることとする。

なお、低入札価格調査の取扱い、及び調査の基準となる価格（以下、「調査基準価格」という。）は町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業 入札説明書の「別紙1」の通りとする。

(4) 総合評価

総合評価は、(2) の「非価格要素審査」による評価点と(3) の「価格要素審査」による評価点を加えて総合評価点を算出し、落札者を選考する。

総合評価点は、1, 000点満点とする。

なお、総合評価点が高点の場合には、非価格要素の評価点が高いものを落札者として選考し、非価格要素の評価点も同点の場合には、提案の評価分類で「地域貢献」の評価が高い者を落札者とする。それでも順位が決定しない場合には、当該者によるくじにより落札者を選考する。

$\text{総合評価点} = \text{非価格要素評価} + \text{価格要素評価}$

4. 非価格要素審査及び価格要素審査における点数化方法

1) 非価格要素審査における評価の視点及び点数化の方法

非価格要素審査の提案内容の評価の視点及び点数化の方法については、以下のとおりとする。非価格要素審査の配点は、600点（総合評価点は1,000点満点）とする。

(1) 非価格要素審査の提案内容の評価の視点及び配点

非価格要素審査の提案内容に対する評価の視点及び配点は表2のとおりとする。

表2 非価格要素審査の提案内容に対する評価の視点及び配点

非価格要素審査の提案内容		評価の視点	様式	配点	
① 市民の生活環境に配慮した施設				270	
施設計画	周辺環境に配慮した効率的な施設とするための方策	周辺環境に調和した施設配置・平面計画 <ul style="list-style-type: none"> ・熱回収施設等（新工場棟、新管理棟等）の配置計画が、運用及び維持管理の効率性を考慮した、安全でスムーズな動線（人と車両）を確保できる具体的かつ有効な提案となっているか。 ・熱回収施設等（新工場棟、新管理棟等）の諸室の構成を含む平面計画の考え方が、具体的かつ有効な提案となっているか。 ・緑地の配置（屋上緑化を含む）や外構計画について、周辺環境に配慮したランドスケープの考え方（既存樹木の活用、地域・市民への開放等）が、具体的かつ有効な提案となっているか。 	I-1-1	40	60
		周辺道路からの圧迫感軽減の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・プラント機器等をコンパクト化することによる建物高さの低減（建屋の大きさの低減も含む）について優れた提案がなされているか。また、提案を実現するための方策に妥当性があり、具体的かつ有効な提案となっているか。 	I-1-2	20	
	施設全体の外観デザインの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインコンセプトが、「周辺環境との調和を図るデザイン」及び「地域に親しまれるデザイン」に基づく提案となっているか。 ・外観デザインの工夫について、具体的かつ有効な提案となっているか。 ・3案のデザイン案が、施設コンセプトやメンテナンス性等を踏まえた、それぞれ特徴のある具体的なデザインが提案されているか。 ・1案に絞り込んだ理由について、具体的かつ明快に提案されているか。 ・新工場棟、新管理棟、連絡通路、煙突等の外観デザインに統一性を持たせるための工夫が、具体的かつ有効な提案となっているか。 ・煙突が周辺に与える圧迫感を和らげるための工夫が、具体的かつ有効な提案となっているか。 	I-2	40	
施工計画	周辺環境に配慮した効率的な施工に係る方策	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の安定稼働、安全で効率的な施工計画について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・想定されている施工期間を遵守するための施工の工夫が具体的かつ有効な方策として提案されているか。また、コストダウンの方法について具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・施工時の騒音や粉じん、工事実施の時間帯など周辺環境への配慮について、既存施設解体工事における密閉養生仮設等も含めて、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・建設廃棄物の削減と環境への寄与について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	I-3	20	

非価格要素審査の 提案内容		評価の視点	様式	配点	
プラント性能	各設備の余裕率を最適化するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・主要プラント機器等の設計容量、計画ごみ質範囲内での最大使用量及び余裕率について、優れた提案がなされているか。 ・ごみ量、ごみ質の変動に対する対応性（低負荷・高負荷特性）および処理可能なごみ質の範囲（処理能力曲線）について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・運転上の阻害要因への回避策及びバイオガスの発生量・使用量の時間変動への対応性について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・安定稼働に対する処理プロセス・システムについて、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	I-4	40	
	排ガス処理・公害防止性能等を確保するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス濃度に対する要求水準書に定められた自主規制値を確保するために設備上及び運営上、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・騒音、振動、悪臭の要求水準書に定められた目標値を確保するために設備上及び運営上、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・排ガスの削減量について、優れた提案がなされているか。また、提案された削減方法について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・設備計画により軽減される公害防止対策におけるリスクについて、具体的かつ有効な想定が行われているか。 ・蒸気を用いずに白煙を見えにくくする方策について、具体的かつ有効な想定が行われているか。 	I-5	20	
循環型社会形成の推進	残渣性状の保持や最終処分量の削減及び金属類の資源化率の向上のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・残さ物の品質確保の方法及び基準について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・残さ発生量低減・有効活用等について、優れた提案がなされているか。また、提案された方法が具体的かつ有効な方策となっているか。 ・処理不適物量の削減について、優れた提案がなされているか。また、提案された方法が具体的かつ有効な方策となっているか。 ・金属類等の資源化率の向上について、優れた提案がなされているか。また、提案された資源化物の維持管理方法が具体的かつ有効な方策となっているか。 ・金属類の保管、品質確保と引渡方法について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	I-6	30	
	地球温暖化対策及び省資源化に寄与するための方策	<p>高効率発電及び売電の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率・熱回収率の向上方策、ごみ焼却廃熱の活用について、全体のエネルギー効率を高める運転管理の方策が具体的な提案となっているか。 ・安全かつ効率的なメタン発酵処理が進行し、安定的に高効率でバイオガスを回収するための計画について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・売電収入を最大化するための、売電単価の最大化、年間発電量の最大化の計画について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・約20年間の計画売電収入について、年間消費電力量、年間売電量（余剰電力量）、売電単価等を踏まえ、具体的に提案されているか。 	I-7-1	40	60

非価格要素審査の 提案内容		評価の視点	様式	配点	
		再生可能エネルギー活用・省資源化等の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・導入した再生可能エネルギーの活用について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・省エネルギーに寄与する機器の採用等施設運営における省エネルギーについて、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・省資源化に関する低負荷材料の使用について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・各ごみ質におけるごみ処理量あたりの用役使用量(①消費電力②燃料(都市ガス)③水④薬剤)について、具体的かつ適切な想定が行われ、その抑制についても具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	I-7-2	20	
② 市民が安心して生活できる災害に強い施設				90	
リスク管理	施設・設備の防災に係る方策	導入した耐震性能の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震性能を確保する方策が具体的かつ有効な提案となっているか。 ・建築非構造部材の耐震性能を確保する対策、方法が具体的かつ有効な提案となっているか。 ・建築設備の耐震性能を確保する対策、方法が具体的かつ有効な提案となっているか。 	II-1-1	30	60
		非常時の運用方策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等、外部電源の供給が断たれた場合でも、プラントを速やかに立ち上げ、エネルギーを確保するための方策、及びプラント立ち上げに必要な水等を常時貯留するための方策が具体的かつ有効な提案となっているか。 ・非常時の防災・運用方策において、バイオガス化設備を活用するための工夫が、具体的かつ有効な提案となっているか。 	II-1-2	30	
	災害時等のリスクへの対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理・健康管理・防災管理を含むリスク管理全般の考え方(体制、方策等)が具体的かつ有効な提案となっているか。 ・故障及び災害等が発生した場合の対応策や保険など備えが具体的かつ有効な提案となっているか。 ・災害時の避難施設としての対応について具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	II-2		30
③ 市民がともに学び・遊び・育むことのできる施設				70	
市民サービス	市民や見学者へのサービス向上のための方策	環境学習やワークショップ等のサービス提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市民や見学者等のニーズに応じた環境学習やワークショップ等のサービス提供の内容・方策について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 	III-1-1	20	50
		見学者へのサービス提供 <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書に定める見学者コースの考え方を実現するために、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・要求水準書に定める見学者コースのインテリアデザインの考え方を実現するために、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	III-1-2	30	
	市民や見学者が利用するエリアの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や見学者が利用するエリア(建物内外)における、ユニバーサルデザインに関する工夫について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・市民や見学者が利用するエリア(建物内外)において、市民の憩いの場、市民の交流を促すような場を提供できるよう、空間・設備等について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・市民や見学者のセキュリティ・安全確保について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	III-2		20

非価格要素審査の 提案内容		評価の視点	様式	配点
④ 市民が安全に生活できる安定的な運営				170
事業計画	事業計画に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・責任ある業務遂行を図るための方策（構成企業の倒産等における方策を含む。）について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 ・適切かつ確実な財務管理を行うための円滑な資金手当ての確保策が具体的かつ有効な提案となっているか。 ・安心・安全のためのセルフモニタリング等の業務管理方法について、具体的かつ効果的な方策が提案されているか。 	IV-1	30
	ライフサイクルコストを低廉化するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・主要プラント機器等を35年間使用するためのライフサイクルコスト低廉化のための補修及び点検等について具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・建築物等を35年間使用するためのライフサイクルコスト低廉化のための具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・想定した維持管理に係る仕様について、具体的かつ適切な費用が提案されているか。 	IV-2	40
地域貢献	地域社会に貢献するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備業務及び施設運営業務において、市内業者の活用を図るための体制や発注計画について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・地元で産出、生産又は製造される資材等を使用する計画について、具体的かつ有効な方策が提案されているか。 	IV-3	40
施設運営	施設運営全般に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営業務を安定的に行うための体制及び市との連絡等の方策について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 ・施設の稼働状況、運営状況等を市民が容易にモニタリングできるよう、全市対象に広く情報公開を行うための具体的かつ有効な方策が提案されているか。 ・運営管理業務期間終了後の引渡し条件について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 	IV-4	40
	運転・維持管理に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な運転計画について具体的かつ有効な提案となっているか。 ・主要プラント機器等について安定的な維持管理を目指した仕様が具体的に提案されているか。 	IV-5	20

(2) 非価格要素審査の点数化の方法

非価格要素審査の提案内容について、表2に示す評価の視点にならない、表3に示す5段階評価によって審査を行い、点数化する。なお、点数化にあたっては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで算定する。

表3 非価格要素審査の採点方法（5段階評価）

評価	評価	評価の点数化
A	当該評価項目において非常に優れている。	項目ごとの配点×1.00
B	当該評価項目において優れている。	項目ごとの配点×0.75
C	当該評価項目において、具体的かつ適切な提案がなされている。	項目ごとの配点×0.50
D	当該評価項目において、適切な提案がなされている。	項目ごとの配点×0.25
E	要求水準が満たされている。	項目ごとの配点×0.00

2) 価格要素審査の点数化の方法

価格要素審査の点数化の方法については、以下の算定方法とする。なお、点数化にあたっては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで算定する。

また、価格要素審査の配点は、400点（総合評価点は1,000点満点）とする。

$$\text{価格要素評価} = (\text{最低入札価格} / \text{入札価格}) \times \text{配点}$$

※最低入札価格：入札参加者から提出された入札価格のうち最低の入札価格

※入札価格：入札参加者から提出された入札価格